



## ・・・悩める昭和人・・・

今も昔も悩みは尽きず・・・。

【相談】「私の家は農家ですが、・・・(中略)・・・嫁は病身で農繁期には手が足りず困っています。・・・(中略)・・・今後も働くことはできないでしょうし、今のうちに離縁したいと思いますが、どうしたらよいでしょうか。離婚するとすれば金をやらなければならないでしょうか(岩手・中久)」

【答え】 婚家中心の「個人を無視した離婚は新憲法の下では認められません。」夫婦間の「協議によって離婚することはできますが・・・(中略)・・・裁判上の離婚を請求することは難しいでしょう。・・・(中略)・・・離婚したときは相手方より相当財産の分与を請求することが出来ることになるはずですが、その額は一切の事情をしんしゃくして決めることになります。(司法省民法調査室)」

(『読売新聞縮刷版 昭和 22 年版 上巻』より)



◎ 現在の憲法の精神に則した民法は、それ以前の民法を昭和 22 年に大幅改正(施行は 23 年 1 月 1 日)したもので、戦後の個人の尊厳及び男女平等という理念に戸惑っている様子がうかがえます。嫁もつらい立場ですね。



—図書室から—

\* 第 17 回特別企画展「あの夏の記憶を永久に ～60 年前の日本の姿～」を開催します。

期間：2005 年 7 月 23 日 (土) ～8 月 28 日 (日)

場所：3 階特別企画展会場 入場

\* 「夏休み宿題・研究資料リスト (平成 17 年度)」を作成しました。

小中学生を対象に閲覧室置き of 図書をまとめ、配布しています。

参考としてご利用ください。

また、このリストは当館ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

ぶらりらいぶらりい ～図書室にはこんな本があります～ No. 69

2005 年 7 月 22 日 発行

編集・発行 昭和館 図書室

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-1